



Title	占領期朝鮮人学校閉鎖にかかわる法的枠組みとその運用 : 滋賀県の事例に即して
Author(s)	松下, 佳弘
Citation	教育史・比較教育論考, 20, 25-47
Issue Date	2010-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43757
Type	departmental bulletin paper
File Information	matsushita.pdf



占領期朝鮮人学校閉鎖にかかわる法的枠組みとその運用

－滋賀県の事例に即して－

松下佳弘

はじめに

1945年の「解放」以降、全国各地に朝鮮人の子どもたちに文字や言葉を教える学校が開設され、1947年には初等学校が全国で約500校、児童数が5万人を超えるまでに広がった。その多くが在日本朝鮮人連盟(以下、朝連)の下に組織化されていたが、朝連とは対立する在日本朝鮮居留民団や朝鮮建国促進青年同盟によって組織化された学校も少数ながら存在していた。1948年1月、文部省は日本に残った朝鮮人にも日本の教育法制を「平等」に適用するとして、就学義務を課し、朝鮮人学校に対して知事による認可を必要とするなど様々な規制措置を指示した。これに対して朝連は、日本政府の認可によって学校を運営することになると、朝鮮人独自の教育はできなくなると反対し、4月の「阪神教育闘争」など激しい運動を展開した。その後、文部省と朝鮮人団体との朝鮮人教育をめぐる覚書が締結され、地方教育当局との交渉の中で、私立朝鮮人学校の認可などの暫定的な措置が取られ、朝鮮人学校は継続された。しかし1949年9月に団体等規正令により朝連が解散され、10月には文部省による朝鮮人学校閉鎖等の一連の強制措置が行われた。結局、1950年には朝鮮人児童生徒の多くが公立学校に転校を余儀なくされた。

占領期における朝鮮人学校に関する歴史的な研究は、在日朝鮮人の教育を通史的に記述した小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』(1973年)に始まる。小沢は戦後の在日朝鮮人の教育政策が「朝鮮人学校の抑圧と同化教育の全面化という二本の柱」¹の政策構造を持っていたという認識に基づき、占領期の朝鮮人学校の教育状況を「民族教育の事実をつくりだす在日朝鮮人の努力とこれをつぶして同化教育をはかる政府の政策との対抗」を軸として展開したと分析した。その後の研究は、小沢と同様の分析視角から進められた。1988年には『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集』が刊行されるなど朝鮮人学校や朝鮮人運動の資料が整理された。また、1997年の金太基『戦後日本政治と在日朝鮮人問題』は、GHQ/SCAP資料によりこの時期の朝鮮人学校政策に占領軍が深くかかわっていたことを明らかにし、実証的な研究が進んできた。

しかし研究の主要な関心が政府の教育政策とそれに激しく対抗した朝鮮人の運動に向けられ、民族主義的な教育のみに価値を見出す視点と併せて、この時期の朝鮮人

の教育に対するかかわり方を固定的な枠の中に留めている側面がある。これらの研究において前提とされている「(朝鮮人学校の志向する)民族教育」対「(行政の志向する)同化教育」という枠組みが間違っているわけではないが、実際にはこうした枠組みには収まりきれない事態が存在したことを重視したい。さらに様々な形で朝鮮人学校を不利な条件に置き、公立学校を優遇する行政の側の対応についても問題とされるべきである。実はこの点でも、小沢の研究を初めとした従来の研究においては、「同化教育」という行政の意図が強調される一方で、行政的な措置を正当化する法的な仕組みやその過程については詳細な解明がなされてこなかった。朝鮮人学校に対する閉鎖措置を、戦後日本における「民主教育」の土台を築いたとされる教育基本法・学校教育法と「整合性」を持たせるために、どのような準備や法の運用がなされ、実際にはどのような措置が執られたかをより緻密に検討する必要がある。

一方、地域ごとの状況の違いに着目した研究もまだ端緒についたばかりである。地方での朝鮮人学校についての研究では、山口、兵庫、大阪などの激しい反対運動が展開された地域や東京における公立朝鮮人学校などに焦点を当てたものが中心である。しかし、「阪神教育闘争」後の時期に、行政当局と独自の覚書を交わした京都府の事例や「学校閉鎖措置」直後に公立小学校での「民族学級」を設置した滋賀県の事例は着目に値すると思われる。本研究では滋賀県の朝鮮人学校閉鎖措置について検討するため、これまでの先行研究では活用されていない滋賀県の行政文書(以下、『滋賀県行政文書』)を主に用いた。滋賀県では戦後の『行政文書簿冊目録』²が作成されているが、文書の閲覧はできないため、関連すると考えられる文書を県条例に基づく公文書公開請求により入手した。ただ県が所蔵する朝鮮人学校関連資料の全容が把握できないため、限られた資料に依拠することとなった。

本稿は、朝鮮人学校を規制する最初の措置が行われた1948年1月から朝鮮人学校からの転校がほぼ終了する1950年までの約3年の期間を対象とした。まず1948年初期に矢継ぎ早に定められた朝鮮人学校規制を法的な枠組みについて論じた上で、この法的な枠組みが具体的にどのような運用され、朝鮮人学校を閉鎖に追い込んだのかということを経験の事例に即して検討する。

1. 朝鮮人学校閉鎖措置をめぐる法的枠組み

朝鮮人学校が急激に増加する1946年当時は、朝鮮人の法的地位がGHQ/SCAPによって明確に示されていない状況であったことや教育基本法・学校教育法などの教育法制が未整備であり、日本人向けの教育についても暫定的な対応がなされていた状態であったことから、文部省は朝鮮人学校に対してどう対処するか方針を決めかねていた。しかし1947年になると状況は変わった。朝鮮人の集団帰還が1946年末にほぼ終結し、帰還しなかった朝鮮人の定住の可能性が高くなり、GHQ/SCAPは日本に在留する朝鮮人は日本の法令に従うべきことを表明した。これを受け文部省は、1947年4月、各都道

府県に「朝鮮人児童の就学義務に関する件」を通知した。この通牒は朝鮮人学校の教育を一定程度容認する姿勢を示したものであったが、翌1948年1月の「朝鮮人設立学校の取扱いについて」では、監督を強める方向性を明確化した。

(1) 1948年「1・24通達」と教職員適格審査

文部省は、戦後日本の新教育法制の基本になる教育基本法・学校教育法を施行したのと同じ1947年4月、朝鮮人の児童も義務教育を受けなければならないことを明確にした³。と同時に「就学義務を強制することの困難な事情」があるから就学を強要することは現実的には難しいと考え、地方教育行政当局には「実情を考慮して適切に措置されたい」とした。また朝鮮人学校の認可についても「差支えない」とし、一定程度容認する姿勢を示した。しかし、すでにGHQ/SCAPが朝鮮人は日本の法令に従うべきという方針を明確にしたことや戦後日本の新教育制度がスタートしたことなどにより、地方行政当局の指導・監督に当たっていた山口、大阪、神奈川などの地方軍政当局は、日本の学校とは別個の存在であった朝鮮人学校とその教職員に警戒の目を向け始めていた。担当部局の民間情報教育局(CIE)は、朝鮮人学校に対しても地方行政当局が日本の教育関係法を適用する権限を持っていることを表明し、地方行政当局の権限を明確にするための通達を作成するよう文部省に指示した。こうした指示に基づき、文部省は、翌1948年1月24日「朝鮮人設立学校の取扱いについて」(以下、「1・24通達」)を出した⁴。

この通達は、前年4月の通知にあった「就学義務を強制することの困難な事情」や朝鮮人の「実情を考慮」に触れることなく、一律に朝鮮人の児童生徒が日本の公立小中学校、あるいは私立小中学校に就学し、日本語で、日本人と同じ内容の教育を受けなければならないことを明示したものであった。また朝鮮語の教育を認めてはいるものの課外という枠でのものでしかなかった。すなわち正規の授業として朝鮮語を教えることを禁止する意味合いを備えていた。

さらに1月26日「朝鮮人学校の教職員についても教職員の適格審査を受けなければならない」とする通達を都道府県知事に出した⁵。適格審査は、占領下において教育の民主化を実現するための方策のひとつとして実施され、「職業軍人、著名ナル軍国主義者若ハ極端ナル国家主義者」と占領政策の反対者などを「教職ヨリ去ラシメ」、その後「教職ニ就クコト」を禁じることを目的としたものである⁶。そして1948年までに約70万人の現職教育関係者の審査をし、約5000人を「不適格」とした。いわばそれが「一段落」した時期に⁷、朝鮮人学校教職員を新たに審査対象とすることになったのである。審査は「調査票を徴し」、これを提出しない者には「罰則」が適用されるという強制力を持つものであった⁸。しかし、日本の学校から「軍国主義者」や「極端ナル国家主義者」の追放を目的した適格審査を日本の学校とは歴史も教育目的も異なる朝鮮人学校の教員に対して実施する意味については、何も明示されることが

なかった。日本の教職員と同様に日本の教育法制に従わなければならないとする形式的な法理だけが貫かれているだけであった。

これに対して朝連は、3月6日に森戸辰男文部大臣宛てに抗議文を提出、「日本に在留する朝鮮人は日本の法令に従うべき」とするGHQ/SCAPの通牒(1946年11月20日)は、在留する朝鮮人が日本の司法権の管轄下にあることを意味するものであって、朝鮮人が日本国民として日本の法令に服すべきとあるということまでは意味していないはずだという見解を表明した⁹。朝連は日本の法令は守るべきであっても日本の学校への就学義務を果たさなければならないとは考えていなかった。そして直後に開かれた朝連中央委員会において、文部省の認可を受ければ干渉を受け、朝鮮人の教育はできなくなるとした上で、行政当局に「朝鮮人が朝鮮児童を教育するための学校機関を特殊な学校として認証し、教育内容と教員問題に不干渉である」ことを求めた。さらに「学校を設置し、維持経営し、児童必需品を給与する面においては、日本学校、児童と同一の取扱をすること」を決議し¹⁰、朝鮮人学校に対して公費による財政的な負担を求めた。これは前年施行された教育基本法が教育行政の役割を条件整備的なことに求めていることと重なり、今後の朝鮮人学校の運動の方向を示唆するものとして注目される。

以上のように1948年1月から4月にかけて、朝鮮人学校の学校認可申請とこれとセットされた教職員への適格審査による朝鮮人学校規制の枠組みが構築されたのであった。

(2) 学校教育法第84条の運用

文部省による朝鮮人学校の規制は、学校教育法に基づく私立学校の設置認可を強制することを柱としていた。1947年4月の通達では「府県はこれを認可して差支えない」していたものを、翌年の「1・24通達」では「都道府県監督庁(知事)の認可を受けなければならない」として、朝鮮人学校にも学校設置認可申請を義務づけた。しかし、朝連系の朝鮮人学校は自ら設置認可を申請することはなかった。そのために設置認可を必要としない学校に認可を義務づけるという強引な措置が取られることになった。その根拠とされたのは、学校教育法第4条の「学校の設置廃止、設置者の変更その他の監督庁の定める事項は、監督庁の認可を受けなければならない」という条文である。しかし、これはあくまでも「学校」として認められた施設を対象とした法令であり、私立各種学校としての法的な位置づけも獲得していない学校類似の教育施設への適用は困難であった。

では設置認可申請をしない朝鮮人学校に対して文部省のどのような対処を準備していたのか。そこで持ち出されたのが、学校教育法第84条である。第84条は「都道府県監督庁において、学校又は各種学校以外のものが各種学校の教育を行うものと認めるときは、その旨を関係者に通告して、前条の規定によらせることができる」¹¹と定

めていた。前条の規定とは、各種学校については学校教育法のいくつかの規定を「準用」するということである。ここでは、学校の設置廃止などについては監督庁の設置認可が必要と規定している第4条などを指している。学校類似の教育施設で「無認可」で授業をしている朝鮮人学校の場合、まず監督庁(都道府県)が当該教育施設を各種学校であると「認め」、次にそのことを当該教育施設に「通告」し、さらに当該教育施設は各種学校であるから設置廃止などについて監督庁の認可を受けなければならないとする、という手順を明確にしたわけである。

しかしここには二つの問題があった。ひとつは監督庁が「各種学校の教育を行うことと認める」際の基準が不明確なことであった。そもそも何を以って当該学校類似の教育施設が「各種学校の教育」を行っているかと判断するのか。この点については文部省自身も懸念し、3月1日「各種学校の取扱いについて」¹²という通牒を発し、第84条の運用を次のように明確化した。

「1以上の教科若しくは技術又はこれら双方を教授する教育施設にして、2名以上の教員と20名以上の生徒を有するものは、すべて学校教育法第84条の規定によって、これを各種学校として認める。従って同法第83条において準用された第4条の規定によって、各種学校設置の認可を受けさせなければならない。(但し学校教育法第1条に掲げる学校及び既に許可を受けた各種学校を除く)もし認可を申請しない場合には都道府県監督庁が各種学校として指定することができる。」

この通牒は朝鮮人学校を特定しているわけではないが、「第84条の運営については基準の明瞭でない点があり、無認可各種学校が続出し教育上好ましくない事態をもたらす惧のある実情にかんがみ」とあることから、「1・24通達」とセットで、朝鮮人学校に学校設置認可申請を強要する意図を持っていたと考えられる。これにより、教員2名以上、生徒20名以上の朝鮮人学校は、都道府県当局により「各種学校の教育」を行っているものと「認め」られ、学校設置認可申請をすることが義務づけられた。もし認可申請をしなかった場合には、都道府県当局により各種学校であると「指定」され、同様に認可申請をすることが義務づけられた。なぜ教員1名、生徒10名であれば各種学校の範疇に入らず、「教員2名以上、生徒20名以上」という条件を満たせば各種学校と見なし得るのかという根拠については、全く説明されていない。

もう一つは、それでも認可申請をしなかった場合の対応についてである。当時の学校教育法には第13条には「法令の規定に故意に違反したとき」などに「監督庁は学校の閉鎖を命ずることができる」という規定がある。いわゆる「学校閉鎖命令」に関する条項である。しかしこの第13条の規定は、第4条の規定により監督庁が認可した学校教育法上の学校(第1条による学校及び各種学校)に対する閉鎖命令を規定したものである。そもそも認可されていない教育施設の閉鎖については法による規定の範囲外であった。そこで、先の3月の通牒では「当該教育施設は前項の都道府県監督庁の

認可を受けるまで、教育を行ってはならない」という禁止規定を盛り込んだ。さらに「第一項に該当するものの校長若しくは学校を代表して校務を掌る者は、この通牒交付後2ヶ月以内に、各種学校の設置について都道府県監督庁の認可を受けなければならない」として、認可までの期限をも明示した。こうして、学校教育法が「無認可」の教育施設には適用できない点をこの通達で補強し、学校設置認可申請をしない朝鮮人学校を一方的に学校教育法の枠に取り込むくみが構築されることになった。

(3) 朝鮮人学校閉鎖をめぐる攻防

「1・24通達」及び「各種学校の取扱いについて」を受けた地方行政当局の実際の対応や措置は、地方軍政部の意向などにより必ずしも同一ではなかった。3月末から4月にかけて、山口県、岡山県、兵庫県、大阪府、東京都などでは地方軍政当局の指示を受け、朝鮮人学校の閉鎖を強行した。これに対して朝鮮人学校側は朝連からの指示もあり、学校閉鎖という強行措置に対して激しい反対運動を展開した。兵庫県と大阪府では軍政部の指令を受け、公立学校への転校指示、校舎の明け渡し、学校教育法に基づく学校閉鎖命令などが執行されようとした。4月24日、神戸では閉鎖命令撤回を求める朝鮮人の反対運動によって、知事が命令を撤回するという事態が生ずるに及んで、軍政当局による非常事態が宣言され、多くの朝鮮人が検挙された。(「神戸事件」)4月26日、大阪では学校閉鎖反対の抗議集会に解散命令が出され、16才の朝鮮人少年が警察官の発砲により死亡する事態も起きた。このように兵庫県や大阪府では「学校閉鎖命令」が出され、激しい反対運動が展開されたが、同じように朝鮮人が多住する京都府や滋賀県ではこうした措置は取られることはなく、同じ近畿地方でも状況は大きく異なった。

この「神戸事件」を占領軍は日本共産党の「扇動」による「暴動」であると決めつけ、日本の新聞等の報道もそれを大きく取り上げた。政府も朝鮮人の犯罪性を強調した上で、学校問題についてはこれまで通り学校教育法に従って行うことを表明した。

一方、占領軍の直接的な干渉を招いた「神戸事件」は朝連にとっても「予測しえない不慮の出来事」であり、とりわけ占領軍の強硬な姿勢に、これ以上反対運動を続けることをせず、文部省との交渉を始めた。5月5日、朝鮮人側と文部省との間で、覚書(以下、「5・5覚書」)が交わされ¹³、暫定的な解決が図られた。この覚書は、まず原則として「教育基本法、学校教育法に従うこと」と「私立学校としての自主性が認められる範囲内において、朝鮮人独自の教育を行うことを前提として、私立学校として認可申請をすること」を定めた。その上で「朝鮮人独自の教育」は「選択教科、自由研究及び課外の時間」に限ることや教科書も認可されたものに限ることを明示した¹⁴。これは朝鮮語等の教育を課外の時間にしか認めなかった「1・24通達」に比べると、「選択教科、自由研究」の時間にも認めた点と学齢児童が放課後に私立各種学校で教育を受けることを認めた点では文部省が若干の譲歩を示したものであった。しかし大

半が朝鮮語を話せないという当時の子どもの実態の中で、この限られた時間で朝鮮語等の「朝鮮人独自の教育」が効果をあげられないことは明らかであった。このように朝連にとっては全く「不利な覚書」であり¹⁵、これにより自ら築いてきた教育内容が大幅な制限を受けることになるが、日本の学校への就学ではなく、あくまでも学校を継続できる可能性を求めて、私立学校として学校認可という選択をした。

こうした経過により、1948年1月の「1・24通達」に始まった学校問題は、朝連にとってはいわば「屈辱的な調印」¹⁶と言える「5・5覚書」が交わされ、文部省の方針にほぼ沿ったものとして暫定的な解決が図られた。これにより5月以降、この学校問題は覚書に基づき、「学校認可」と認可された私立学校での「朝鮮人独自の教育」をめぐる、各地方の教育行政当局と朝鮮人団体との交渉として展開することになった。

2. 滋賀県における朝鮮人学校の閉鎖措置とその後

1948年1月に始まった朝鮮人学校問題は「5・5覚書」により、文部省の方針にほぼ沿った暫定的な解決が図られた。5月以降、問題は私立朝鮮人学校の設置認可とそこでの「朝鮮人独自の教育」をめぐる、地方教育当局と朝鮮人団体との交渉として展開することになった。この1948年5月から1950年にかけての状況は地域による相違が少なくないので、以下、滋賀県の状況に即して検討していくこととする。

(1) 滋賀県の朝鮮人学校

表1は『滋賀県行政文書』¹⁷と先行研究¹⁸からまとめた滋賀県の朝鮮人学校の状況一覧である。滋賀県では1948年9月現在、朝連系の初等学校が18校、児童数774人、教員数38人であったことが朝連の大会報告文書¹⁹から確認できるが、学校の形態等、詳細は不明なことが多い。これらの学校の多くは朝連の支部²⁰や分会の建物の中に設置されたものである。また朝連以外の団体が経営する初等レベルの学校はなく、さらに中等レベルの学校や学校設置認可を受けた学校もなかった。建物は1949年の時点では、朝連膳所初等学校や八日市初等学校のように民家を借り受けたものもあったが、他は分会の事務室の一角や飯場などの建物を利用していった。県内で朝鮮人の在住が最も多かった大津市では市内5、6ヶ所にあった初等学校を1949年頃にまとめて大津朝鮮人学校とした。「5・5覚書」以降、滋賀県でも学校認可をめぐる県当局と朝連との間に交渉が始まったと考えられる。京都府、大阪府、兵庫県では、朝連と府県教育当局との独自の覚書が交わされているが、滋賀県ではなされておらず、交渉経過は不明である。

表1 滋賀県内朝鮮人学校の状況(1948-49年)

学校名 出典(b)による 〔内学校名は、 金徳龍「巻末資料」〕	所在地 出典(a)による	1949年9月の状況 滋賀県総務部調査課「教育機関調」出典(a)による			1949年10月～12月滋賀県の措置 (新聞記事による:出典(c))				付記		
		校長名	教員数	生徒数	教育状況	10月19日の措置		その後の措置			
						認可申請 通告書	認可申 請書	閉鎖措置		財産接 収	
朝連膳所初等学校 〔大津朝鮮人学校〕	大津市膳所町錦北昭和町	黄輔淵	4	130	土曜日を除く毎日3時間乃至5時間の授業を実施し科目として朝鮮語及日本語を採用している。生徒の出席率は大体40～50%である。尚科目の内容としては朝鮮の地、歴、算術等を主としているが未だ教科書もなく完全なものはいない。	交付→					大津市内の5校はまとめて、大津朝鮮人学校とされていたようである。(10月12日の通告は各校にこなされたが、認可申請書は1校としてなされた。
(朝連膳所初等学校) 石山分教場	大津市石山栗津2丁目	姜相環	2	80	大体右(上-編者注)に準じて実施しているが不規則不徹底の観がある。	交付→	申請→	11/7 不認可 即時閉鎖	一財産 保全措 置		
(朝連膳所初等学校) 別保分教場	大津市別保町	金宗淳	2	30	右(上-編者注)同様	交付→					
(朝連膳所初等学校) 藤尾分教場	大津市藤尾町奥	張錫口	2	30	右(上-編者注)同様	交付→					
(朝連膳所初等学校) 北別保分教場	大津市北別保町		2	30	右(上-編者注)同様	交付→					
朝連八幡初等学校 〔八幡文化学院〕	蒲生郡八幡町出町6丁目		2	70	最近場所の移転を計画して本年6月頃より休校状態であるが従来の状況は日本学校と同様昼間4時間位を授業し主として朝鮮語による教育をしていたが内容は詳細判明しないが出席生徒は30名位で夜間は一般青年を教えている。	交付→	申請→	11/5 不認可 即時閉鎖	一財産 保全措 置	「財産は元朝連所有の疑いで 当分保全される。」(11月6日朝 日新聞滋賀版記事)	
朝連安土初等学校 〔安土朝鮮文化学院〕	蒲生郡安土村下豊浦松原		2	30	同支部傘下の関係で大体右同様方針でやっているが極めて不完全の観が深い。	交付→	申請→	12/9 不認可 即時閉鎖	なし		
朝連鏡山初等学校 〔鏡山朝鮮文化学院〕	蒲生郡鏡山村大字八重谷		2	40	右(上-編者注)同様	交付→	申請→	12/9 不認可 即時閉鎖	なし		
朝連牧初等学校 〔在日朝鮮人牧初等学校〕	蒲生郡岡山村大字牧		2	40	右(上-編者注)同様	交付→	申請せ ず	→(閉鎖)	なし		
朝連彦根初等学校 〔朝鮮人彦根学校〕	彦根市東新町16番地		2	60	土、日曜を除く日を2時間乃至6時間の授業を実施し科目として日本語(日本教科書による)朝鮮語を採用して朝鮮語、歴等を教えている。毎日の出席は3、40名程度であるが、夜間2、3時間を一般青年の時間とし朝鮮語により一般社会学(思想教育)等を教授している。	交付→	申請→	11/7 不認可 即時閉鎖	一財産 保全措 置		
朝連八日市初等学校 〔湖東朝鮮小学校〕	神崎郡八日市町		3	70	日曜を除く毎日を主として午前中授業を実施し科目として朝鮮語、日本語その他を取り入れているが、日々の出席は2、30名程度である。	交付→	申請→	11/5 不認可 即時閉鎖	一財産 保全措 置	「財産は元朝連所有の疑いで 当分保全される。」(11月6日朝 日新聞滋賀版記事)	
朝連米原初等学校 〔朝鮮人米原学校〕	坂田郡米原町南		2	40	授業時間は毎日(土日曜を除く)4時間乃至6時間で出席生徒は平均30名位である。科目として朝鮮語算術朝鮮史同地理唱歌体操等を採用し、学級区分は判然しない。	交付→	申請→	11/7 不認可 即時閉鎖	一財産 保全措 置		
朝連醒ヶ井初等学校 〔醒井朝鮮初等学校〕	坂田郡醒ヶ井村枝折		2	30	右(上-編者注)米原初等学校に準じている。	交付→	申請→	11/5 不認可 即時閉鎖	一財産 保全措 置	「財産は元朝連所有の疑いで 当分保全される。」(11月6日朝 日新聞滋賀版記事)	
		備考 右(上-編者注)表中の膳所八日市の初等学校は民家を借り受けた専用建物を使用しているが、他は何れも飯場又は事務室の一角其の他の附属建物を充用していて学校の形態をなしていない。									
〔朝鮮人甲賀学院〕	出典(b)記載なし				記載なし	交付→	申請→	12/9 不認可 即時閉鎖	なし	甲賀郡三雲村	
〔朝鮮人堅田夜学院〕	出典(b)記載なし				記載なし	交付→	申請せ ず	→(閉鎖)	なし	滋賀郡堅田町	

本表は、主として出典(a)をもとに作成し、出典(b)を使って一部を補足した。

□出典(a)『滋賀県行政文書』(「庶務」-「戦後処理」-「昭24解散団体財産管理」)の所収の資料(文書名なし)(県条例に基づく公文書公開請求により複写を入手、校長名については個人情報として非公開(黒塗り))

□出典(b) 金徳龍「朝鮮学校の戦後史1945-1972」社会評論社 2004 巻末資料「1949年に閉鎖された朝鮮人学校」(原資料については不明)

□出典(c) 朝日新聞滋賀版及び滋賀新聞記事による。

（２）教職適格審査の開始

『滋賀県行政文書』には適格審査の調査票の受付台帳が残されている²¹。これは適格審査を受けた者の学校名や氏名等の一覧で、その中には朝鮮人学校の教員名も見出せる。その詳細を表2に示した。これによると、1948年7月21日付で朝連膳所初等学校など7校と「朝連本部」の計17名がまとめて「適格」とされた。このことから滋賀県でも、7月には朝鮮人学校教員の適格審査が始まったことがわかる。滋賀県の半数程度の朝鮮人学校の学校教員が適格審査を受けたものと考えられる。しかし、これらの学校は学校設置認可を受けていない²²。適格審査を受けたが、結果として学校認可に至らなかった理由も含め、「5・5覚書」以降の滋賀県の状況は今のところ不明である。

（３）学校閉鎖措置の実態

1949年9月8日、政府は朝連に団体等規正令を発動し、団体解散、幹部追放、資産を没収した。占領政策に対する「反抗」「反対」「暴力主義的活動」をその理由とした。これは朝鮮半島の情勢が緊迫していく中で、朝連の運動を敵視した占領軍が法務府に解散させるように命じたもので、翌年の共産党幹部の追放、レッドパージなどの占領政策の転換に繋がるものであった。前年の暫定的な妥結は政府によって破棄され、継続していた朝鮮人学校に閉鎖措置が取られることになる。まず政府による措置経過の概略を示す。

10月12日、政府は「朝鮮人学校の処置方針」を閣議決定した。これは「朝鮮人子弟の義務教育は、これを公立学校において行うこと」「朝鮮人学校については、厳重に日本の教育法令その他の法令に従わせ、無認可学校はこれを認めないこと」が柱であった。これを受け、翌10月13日、文部省と法務府は朝連の解散指定が行われたことによる措置として、朝鮮人学校に対する「措置要綱」を発表、都道府県に措置を命じた²³。そこでは、前年5月の覚書が「必ずしも遵守されていない」ので「この際日本の法令に基く命令を厳正に遵守させる必要がある」とし、問題は朝鮮人側にあることを強調した。そして10月19日、朝鮮人学校の閉鎖及び改組を全国に通知し、朝連系とみなした92校は学校設置者を失ったとして閉鎖命令、それ以外の学校及び学校類似の教育施設245校には、14日以内に新たな法人組織に改組(文部省に申請)にするよう命じた。学校から旧朝連との繋がりを一切排除することがその目的であった。2週間過ぎた11月4日、245校のうち、改組申請をしなかった約120校は閉鎖、申請手続きをした128校は文部省が検査した。その結果、大阪の白頭学院(小・中・高)3校を私立学校として認可したのみで、他は全て閉鎖を命じた²⁴。

次に、滋賀県の実際の措置を学校への閉鎖通告手続きに焦点を当てて検討する。

前述の通り、閉鎖措置は10月12日の閣議決定により始まったが、実際には、9月8日の朝連解散直後から文部省はその準備を進めていたことは、すでに明らかにされている²⁵。滋賀県においても、10月の閣議決定以前に閉鎖措置の準備とみられる動きが

あった。

表2 滋賀県の教職適格審査を受けた朝鮮人学校教職員の一覧(1948~1952)

①「教職適格審査(調査票)受付表」の記載事項						①「教職適格審査(調査票)受付表」の記載事項					
確認年月日	就職先	確認番号	欄外	印	名前	確認年月日	就職先	確認番号	欄外	印	名前
1	1948年	朝連錦織初等学校	3590	適格	金正根(大津朝鮮人小学校)	54	1949年	彦根朝鮮人学校	5288	適格	金京洋5288(彦根朝鮮人学校)
2	7月21日	朝連膳所初等学校	3591	適格	黄輔測(大津朝鮮人小学校)	55	11月1日	彦根朝鮮人学校	5289	適格	李進竜5289(彦根朝鮮人学校)
3		朝連水口初等学校	3592	適格		56	11月2日	八日市朝鮮人学校	5290	適格	李在口5290(学校名不明)
4		朝連八日市初等学校	3593	適格		57		八日市朝鮮人学校	5291	適格	成口5291(学校名不明)
5		朝連能登川初等学校	3594	適格		58		八日市朝鮮人学校	5292	適格	崔口5292(学校名不明)
6		朝連膳所初等学校	3595	適格		59		八日市朝鮮人学校	5293	適格	朴柱日5293(学校名不明)
7		朝連八日市初等学校	3596	適格		60		八日市朝鮮人学校	5294	適格	口有奉5294(学校名不明)
8		朝連能登川町初等学校	3597	適格		61		八日市朝鮮人学校	5295	適格	千成竜5295(学校名不明)
9		朝連大津駅前初等学校	3598	適格		62		八日市朝鮮人学校	5296	適格	白口5296(学校名不明)
10		朝連大津駅前初等学校	3599	適格		63		八日市朝鮮人学校	5297	適格	金術基5297(学校名不明)
11		朝連本部	3600	適格		64		米原朝鮮人学校	5298	適格	姜佑鉉5298(米原朝鮮人小学校)
12		朝連錦初等学校	3601	適格		65		米原朝鮮人学校	5299	適格	金道鉉5299(米原朝鮮人小学校)
13		朝連錦初等学校	3602	適格	李東求(大津朝鮮人学校)	66	11月4日	安土朝鮮人学校	5300		確認番号があることから「適格」と考えられる
14		朝連錦初等学校	3603	適格		67		鏡山朝鮮人学校	5301		確認番号があることから「適格」と考えられる
15		朝連八日市初等学校	3604	適格		68		八幡朝鮮人学校	5302		確認番号があることから「適格」と考えられる
16		朝連能登川初等学校	3605	適格		69	1950年	(朽木東小学校)朝鮮語教員	5730	適格	
17		朝連能登川初等学校	3606	適格		70	2月14日	朽木東小学校朝鮮語教員	5733	適格	
18	1949年	鏡山朝鮮人小学校	5244	適格		71	3月1日	朝鮮人学童教員	5958	適格	
19	10月31日	安土朝鮮人小学校	5245	適格		72	4月4日	北五個荘小学校	6103	適格	任鶴彬
20		安土朝鮮人小学校	5246	適格		73		北五個荘小学校	6104		確認番号があることから「適格」と考えられる
21		八幡朝鮮人小学校	5247	適格	権福用(八幡朝鮮文化学院)	74	4月11日	北五個荘小学校	6175	適格	成玉仇
22		八幡朝鮮人小学校	5248	適格	李達五(八幡朝鮮文化学院)	75	4月25日	安土小学校朝鮮語教員	6214	適格	朴鳳祈
23		醜ヶ井朝鮮人小学校	5249	適格	沈相玉(醜ヶ井朝鮮初等学校)	76		安土小学校朝鮮語教員	6215	適格	曹晋連
24		醜ヶ井朝鮮人小学校	5250	適格	権基玉(醜ヶ井朝鮮初等学校)	77	5月4日	朝鮮人学校教師	6272	適格	
25		三雲朝鮮人小学校	5251	適格		78	5月30日	朝鮮学校教員(大津口)	6339	適格	
26		三雲朝鮮人小学校	5252	適格		79		朝鮮学校教員(安土)	6340	適格	
27		大津朝鮮人小学校	5253	適格	鄭載宇(大津朝鮮人学校)	80		朝鮮学校教員(口)	6341	適格	
28		大津朝鮮人小学校	5254	適格	李秀悦(大津朝鮮人学校)	81		朝鮮学校教員(口山)	6342	適格	
29		大津朝鮮人小学校	5255	適格	呉幸達(大津朝鮮人学校)	82		朝鮮学校教員	6344	適格	
30		湖東朝鮮人小学校	5256	適格	金相取(湖東朝鮮小学校校長)	83		朝鮮学校就希	6359	適格	
31		湖東朝鮮人小学校	5257	適格	陳浩根(湖東朝鮮小学校)	84	6月14日	小学校朝鮮語教師(大津)	6441	適格	姜泰榮
32		湖東朝鮮人小学校	5258	適格	金陽光(湖東朝鮮小学校教員)	85		小学校朝鮮語教師(口)	6485	適格	方吉秀
33		米原朝鮮人小学校	5259	適格	金俊経(米原朝鮮人小学校)	86		小学校朝鮮語教師(西大路)	6484	適格	成連慶
34		八幡朝鮮人小学校	5260	適格	孫尚五(八幡朝鮮文化学院)	87		小学校朝鮮語教師(大津)	6489	適格	裴基八
35		鏡山朝鮮人小学校	5261	適格		88	6月28日	小学校朝鮮語教師	6521	適格	洪基
36		鏡山朝鮮人小学校	5262	適格		89		能登川小学校朝鮮語教師	6555	適格	金時徳
37		米原朝鮮人小学校	5263	適格	崔範出(米原朝鮮人小学校)	90		能登川小学校朝鮮語教師	6556	適格	安泰勲
38		岡山朝鮮人小学校	5264	適格		91		能登川小学校朝鮮語教師	6557	適格	尹喜洙
39		岡山朝鮮人小学校	5265	適格		92	9月14日	長浜小学校	空白	不適格	金斗昌
40		大津朝鮮人小学校		再審	前審不具	93	9月27日	朝鮮語教師	空白	不適格	
41		八日市朝鮮人小学校	不適39	再審	不適格	94	10月21日	小学校朝鮮語教師	6849	適格	朴載錫
42		大津朝鮮人小学校		再審	確認番号3593と同一名	95	1951年	八幡町朝鮮語教師	7475	適格	白富伊
43		小川朝鮮人小学校	不適40	再審	不適格	96	4月6日	大津市朝鮮語教師	7476	適格	李在元
44		八日市朝鮮人小学校	不適41	再審	不適格	97		大津市朝鮮語教師	7477	適格	尹季珠
45		大津朝鮮人小学校	不適42	再審	不適格	98		大津市朝鮮語教師	7478	適格	羅旦玪
46		大津朝鮮人小学校	不適43	再審	不適格	99		大津市朝鮮語教師	7479	適格	崔敬蘭
47		水口朝鮮人学校	不適44	再審	不適格	100		能登川小学校朝鮮語教師	7481	適格	金永生
48		せせ朝鮮人学校	不適45	再審	不適格	101	4月25日	米原町小学校朝鮮語教師	7534	適格	李圭台
49		せせ朝鮮人学校		再審		102	5月29日	大津市小学校朝鮮語教師	7631	適格	李琿秀
50		(記載なし)		再審		103	6月27日	醜ヶ井小学校朝鮮語教師	7751	適格	沈順燮
51		(記載なし)	不適46	再審	不適格	104	7月16日	安土小学校朝鮮語教師	7842	適格	鄭載鯨
52		(記載なし)	不適47	再審	不適格	105	12月1日	小学校朝鮮語教師 逢坂	7982	適格	呉南現
53		米原小学校	不適48	再審	不適格	106	1952年	土山小学校朝鮮語教師	空白	空白	3月31日以降*

本表は、『滋賀県行政文書』の①「昭23~26 教員適格審査(昭43-6)」②と「昭24~26 学事(昭03-62)」綴「財団法人滋賀県朝鮮学校管理組合連合会設立申請書」1949年10月を基に作成したものである。①から、所属と名前から朝鮮人学校関係者と考えられるものを拾い上げ、②の「教職適格確認書」と照合した。(いずれも県条例に基づく公文書公開請求により複写を入手。「個人に関する情報」は非公開)※受付表に記載されたされたが、3月31日以降は審査されなかったものと推測される。

『滋賀県行政文書』によると、9月18日、文部省管理局長から滋賀県総務部長宛に電報による県内の朝鮮人学校数・生徒数の報告要請があった²⁶。

「(電文) 朝連ノ本部、支部、又ハ分会ガ在学中トナツテイル学校アラバ 校数生徒数折返返事アリタイ」²⁷

これに対して総務部長は9月20日、管理局長宛に、県内の学校数を13校、生徒数を680人と報告した²⁸。この文書には、この電報文に続いて「教育機関調」²⁹とだけ表題がつけられた県内の朝鮮人学校名(所在地・校長名)、教員数、生徒数、教育状況の書き込まれた一覧表が綴られている。(表1参照) 滋賀県調査課は、すでに9月20日には県内の朝連傘下の朝鮮人学校を調査し、文部省に報告していたことがわかる。

では実際の閉鎖措置はどのように進められたのだろうか。『滋賀県行政文書』には学校閉鎖通告文例が残されている。それによると、県当局から学校への通告は、朝連が直接設置していた学校向けと「無認可」学校の学校向けでは異なる通告例が用意され、取り扱いが違ってくる³⁰。朝連が直接設置していた学校に対する通告文は、「朝連の解散指定によって学校設置者を失い、当然廃校となったものであるから、一切の教育活動を停止されたい」というものである。滋賀県では認可された学校がなかったことから、この例による通告はなかった。

もう一つは「無認可」の学校の場合である。これにはまず各種学校の設置認可申請をするよう通告し、不認可決定をした後、解散命令を通告するという二段階に分けてなされるようになってきている。これは、すでに述べた「各種学校の取扱いについて」に基づく措置である。滋賀県の朝鮮人学校は全て「無認可」であったので、実際にはこの方法により11校の学校閉鎖措置が進められた。その経過を地元新聞記事³¹から明らかにする。まず10月19日、11校につきのような通告書が交付された³²。

「朝連〇〇学校は無認可学校であるからこの通告受領後直ちに解散されたい。

なおもし解散しなければ、学校教育法第84条の規定により、各種学校の教育を行うものと認める。依ってこの通告受領の日から二週間以内に必要な要件を整え、認可を受けられたい」³³

ここでは朝連〇〇学校という学校類似の教育施設を「無認可の学校」として認めた上で直ちに解散することを求めている。しかし、そのように見做し得る法的な根拠は示されていない。そこで、さらなる対応として、「法的根拠」らしき外観を備えた措置が示されている。すなわち、「各種学校の取扱いについて」に基づいて「各種学校の教育を行う」施設と「認め」、認可申請をするように「通告」する措置である。この「通告」に従わなければ通告違反により閉鎖であり、この「通告」に従って認可申請をすれば不認可により閉鎖という道筋が定められていた。

実際にこうした通告を受けた天津膳所朝鮮人学校など9校は認可申請書を提出し³⁴、2校は認可申請をしなかった。そこで県は第二段目の措置に入った。11月5日に3校、11月7日に3校³⁵、さらに12月9日には残り3校を不認可と決定、それらに学校閉鎖措置

を執った³⁶。認可申請をしなかった2校と不認可となった9校には、次のような通告がなされた³⁷。

「朝連の〇〇学校は、各種学校設置の認可を受けていないから、学校教育法第4条の規定に違反するものである。よって学校教育法13条第1項の規定に基づき閉鎖を命ずる」

第13条第1項の規定とは、法令の規定に故意に違反した時に閉鎖を命ずることができるというものである。繰り返しになるが、学校教育法第4条の規定は法令上の「学校」を対象としたものであり、各種学校についてもこれを「準用する」とされたものである。なぜ「各種学校設置の認可を受けていない」教育施設にこの措置を適用できるのか。その根拠は明示されていないが、かろうじて法的な「整合性」を取り繕っていたのは「各種学校の取扱いについて」という行政命令であった。

(4) 校舎接收のための財産保全措置

滋賀県ではこうした学校教育法に規定による学校閉鎖措置とともに、朝連膳所初等学校など6校の校舎が解散団体とされた朝連所有の建物であるとされ、「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令(昭和23年政令第238号)」に基づき、接收のための財産保全措置が取られた³⁸。

滋賀県の朝鮮人学校の校舎接收の経過の概略を『滋賀県行政文書』から示す。滋賀県は、朝連解散の翌日の9月9日、法務府刑事局長による府県知事宛の以下の内容の電報を受信した。

「朝連等の傘下学校施設に就いては差当り接收の必要はないが、校舎等の施設に就き朝連等の所有権其他権利関係を調査の上書面を以って報告されたい」³⁹

このように9月の朝連解散直後は学校施設の調査に留め、接收は見合わせていたが、10月12日の「朝鮮人学校の処置方針」とともに、法務府は学校施設の接收を命じた。

10月11日「学校施設の再調査」を指示した上で⁴⁰、10月13日「今般文部省において実施される朝鮮人学校に対する措置に即応し」、朝連等の傘下の学校の接收を府県に命じた⁴¹。ここでは、朝連が直接設置者となっている学校については、「義務教育を目的とするものであると否とを問わず、又認可の有無を問わず10月19日午後3時閉鎖指令を示達すると同時又は遅くともその2日以内に校舎その他一切の施設を接收すること」を指示した。と同時に、滋賀県のように設置者が朝連でなく学校管理組合などになっている学校についても、「解散団体所有の建物を校舎として使用しているものは、11月4日閉鎖指令を示達すると同時又は遅くともその2日以内に」接收すること指示した。このことから滋賀県では県内の朝鮮人学校の建物の所有関係、賃貸契約関係等を県職員が調査し、接收する学校を特定したと考えられる。ここで「義務教育を目的とするものであると否とを問わず、又認可の有無を問わず」とされていることが重要である。行政にとって、朝連解散という絶対的な目的の前に、学校教育をめぐる法

令上の整合性や法的な根拠は副次的な問題と見做していたことを率直に示す文言と言えよう。

11月7日、朝連膳所初等学校では反対する学童数名が学校長ともに座り込みをする中で、警察官約100名が動員され、財産保全措置が取られた⁴²。その様子を県の担当者は、記録に残している。

「11月7日午前7時30分大津市警察署に集合、午前8時官服私服の警察官約百名と共に自動車三台に合乗、現地に向かう。現地到着後直ちに学校管理組合役員並びに父兄有志数名に対し学校閉鎖並に、財産保全命令について説明し、命令書の受領方を申し渡したが組合長並びに学校長不在の為暫時猶予願いたい旨の希望があったので、午前9時迄指示し、至急出頭するよう促した。その間学校建物の使用権等について朝連とは無関係なる旨、役員其他父兄代表者が強調したので賃借関係にある供述書を朗読した処、それは虚偽の供述であり事実として認め難きものとして相当強硬な反対があった。（一部省略）指定時刻も過ぎたので代表者に直ちに保全処分の執行を告げて処分を開始した。（一部省略）午前10時半階下階上の封印を完了し出入口の封印に着手せんとしたが、酒気を帯びた学校長が出入口に坐り込み頑として立退応ぜず、三十分余を経過する頃塀を乗り越えた学童数名が学校長と共に坐り込みなるとしたので代表者側に立退きを命じたが、代表者の説得に対しても学校長は頑として応ぜず、この□は公務執行妨害として処置すべきや否やについて協議中の時、学校長の長女が来て暫くにして屋外に立退きたる為即時出入り口を封印。急遽大津市警察署に引揚げた。保全処分完了時刻は午前11時15分。」

このように滋賀県では、学校教育法に規定による学校閉鎖措置に基づき全ての朝鮮人学校が閉鎖された。さらにその内6校には「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」が適用され、校舎は接収、学校は完全封鎖、全ての立ち入りが禁止される措置が取られた。1949年11月、文部省、法務府に指示に基づく滋賀県当局によるこの2つの措置により、県内の朝鮮人学校は完全に閉鎖された。

（5）「措置要綱」に基づく教職適格「再審査」

こうした学校閉鎖と校舎の接収という朝鮮人学校本体への措置と併せて、1949年9月以降、朝鮮人教員への措置も進められた。すでに表2に示したが、10月下旬から11月にかけての短期間に集中的に適格審査が実施された。この適格審査は「措置要綱」に基づく全国一律の「再審査」であり、前年6月から始まった適格審査とは本質的に異なるものであった。

ではいったい教職員の何を「再審査」したのか。これを命じた10月13日の「措置要綱」は「教職員の除去及び就職の禁止等の件の施行に関する規則別表第一第三号の該当事実があるかどうか再審査すること」とし、審査項目を「別表第一第三号の該当事

実」だけに特定した⁴³。つまり教職員の過去の言動が「占領政策違反」⁴⁴の当否の審査を命じたわけである。「再審査」の政治的意図が明白であり、これまでの適格審査とは明らかに異なるものであった。審査方法もこれまでと異なり、警察・検察等からの極秘の調査により収集された資料に基づき審査し、期限を2週間とするなどが命じられていた⁴⁵。ただ「占領政策違反」については10月26日に政令を改正し、教職員が朝連の関係者かどうかを審査するようこの審査基準は変更された⁴⁶。したがって、実際の「再審査」は朝連との関係の有無が調査されることになった。このように「再審査」は解散団体「朝連」に的をしばった緊急の適格審査であり、学校から「軍国主義者」「超国家主義者」などの追放という本来の目的から明らかに逸脱したものであった。

滋賀県では、1949年10月31日から11月4日にかけて14校、51名の審査判定が出され、10名が「不適格」とされた。この14校、51名という数は当時の県内の朝鮮人学校のほぼ全てであると考えられ、「再審査」が全ての教職員になされたものと推測できる。滋賀県での「学校閉鎖措置」に伴う朝鮮学校管理組合の設立申請書には28人分の適格確認書が添付されており、内25人はこの時の適格者であった。さらに10月31日付で、10名の不適格者が出た。表3に示したように、1名が「占領軍事犯」、残り9名が朝連県本部や支部の役職にあったことが理由とされた。この10名は全て前年7月に「適格」とされていた教員である。このように1948年には「適格」とされた10名が1年後のこの時点で今度は「不適格」とされたわけである。ただこの10名の「不適格」判定が、天津膳所朝鮮人学校など9校の学校認可申請を「不認可」とする理由にされたかどうかは不明である。これについては、新法人設立に当って、学校側から提出された法人理事等への就任予定者の名簿を担当部局が「再審査」した結果、これらの者が朝連関係者であったと判定し、申請書提出期限である11月2日の直前の日付で、「不適格」判定を出したものと推測する。

占領下において教育の民主化を実現するための方策であった適格審査は朝鮮人学校問題に二回活用された。それ自体の問題性はすでに指摘したが、1948年にはそれが学校認可ないしは学校継続のための事務手続きの一つに止まったため、「不適格」とされた者はなかった。ところが1949年のそれは朝連関係者を教「職に就かしめないよう」にするための措置とされたことにより、多数の「不適格」を生み出したと言える⁴⁷。その結果「不適格」とされた10名は、1952年4月に指令が廃止されるまでは、教職から追放されることになったわけである⁴⁸。

以上、1948年5月から1949年12月までの1年半にわたる滋賀県での朝鮮人学校をめぐる行政当局と朝鮮人学校側の動向は、1949年9月の朝連の解散命令を区切りに、二つの時期に分けられる。前半の時期においては、朝鮮人とその学校に日本の教育法を一律に適用しようとする政策の下で、朝鮮人学校は教職適格審査を受けるという妥協の道を探り、滋賀県当局もそれを認め、これまで通り学校は継続された。しかし、後半の時期においては、朝連の運動を敵視するようになった占領軍の指示により、妥協

の道は断たれ、朝鮮人学校は全国一律に強制閉鎖された。

表3 滋賀県の教職適格審査で「不適格」とされた朝鮮人学校教職員の一覧(1949～1950)

整理番号	個人票の記載事項						備考
	① 一番判定番号	② 日付 (原文書は昭和で表記)	⑦ 勤務校	⑧ 該当条項	⑨ 理由要点	⑩ 経過	
1	39	1949年* 10月31日	朝聯八日市初等学校 教員	別表第一 第三項(←第八項)**	占領軍事犯	1948.7.21 「適格」3593	*** この10名の日付の欄は、い
2	40	1949年 10月31日	朝聯能登川初等学校 教員	別表第一 第十二項(←第八項)	朝連能登川支部文化 部長	1948.7.21 「適格」3597	ずれも一度「昭和二十三年 七月三十一日」と記入され、 その上に一本線(訂正の)を 引き、「二十四年十月三十一 日」と修正されている。
3	41	1949年 10月31日	朝聯八日市初等学校 教員	別表第一 第十二項(←第八項)	解散団体多額寄附	1948.7.21 「適格」3596	
4	42	1949年 10月31日	朝聯大津初等学校 教員	別表第一 第十二項(←第八項)	朝連大津支部文化 部長 組織部長	1948.7.21 「適格」3798	***⑧該当条項
5	43	1949年 10月31日	朝聯大津初等学校 校長	別表第一 第十二項(←第八項)	朝連県本部文化部 長	1948.7.21 「適格」3599	(←第八項)の9名は、一度 「別表第一第八項」と記入さ れ、「八」の漢数字の上に2 本線(訂正の)を引き、「十二 」と修正されている。
6	44	1949年 10月31日	朝聯三雲夜間小学校 教員	別表第一 第十二項(←第八項)	民青県常任書記 朝 連甲賀支部執行委	1948.7.21 「適格」3600	
7	45	1949年 10月31日	朝聯大津市膳所錦初 等学校教員	別表第一 第十二項(←第八項)	朝連三雲支部文化 部長	1948.7.21 「適格」3601	***
8	46	1949年 10月31日	朝聯八日市初等学校 教員	別表第一 第十二項	朝聯八日市支部委 員長	1948.7.21 「適格」3604	この10名については、い ずれも表2「適格者一覧表」に 同一名があり、全て1948年7 月21日に「適格」とされてい る。(備考欄に日付、確認番 号を記載)
9	47	1949年 10月31日	朝聯能登川初等学校 教員	別表第一 第十二項(←第八項)	朝連能登川支部総 務部長	1948.7.21 「適格」3605	
10	48	1949年 10月31日	朝聯能登川初等学校 教員	別表第一 第十二項(←第八項)	民青能登川支部委 員長	1948.7.21 「適格」3606	
11	49	1950年 10月4日	長浜小学校 (朝鮮語教師)	別表第一 第十二項 該当者	元朝連長浜支部副 委員長		
12	50	1950年 10月9日	長浜小学校 (朝鮮語教師)	別表第二 第三項****	一 自二十五年三月至八 月 西神戸市立朝鮮小学 校(四四年十一月五日団体 等規正令により閉鎖□□) 学校□□□□教育にあたり □□ 一 その後六ヶ月に亘り確 認書を持たずに教育にあた り□□	文部省適格審査室富 □□□□と打合済み	**** 「別表第一第三項」の間違 いと思われる。

本表は、滋賀県行政文書(滋賀県文書庫に保存)の「教員適格審査(昭43-2)」綴の中にある「不適格」とされた教員の個人票をから朝鮮人学校の教職員を取り出したものである。個人票には次の10項目が記載されている。(①一番判定番号、②日付、③名前、④生年月日、⑤本籍、⑥現住所、⑦勤務校、⑧該当条項、⑨理由要点、⑩経過)このうち③④⑤⑥については、「個人に関する情報」のため非公開とされたため、ここではそれ以外のもの6項目を一覧にした。なお、①一番判定番号は、表2の「適格者一覧表」の「確認番号」欄の「不適〇」の番号

(6) 朝鮮人学校閉鎖後の課外教育

1949年11月の朝鮮人学校閉鎖措置により、滋賀県では500～600人程の朝鮮人児童が公立小学校への転学を迫られたと考えられる⁴⁹。滋賀県当局と朝鮮人学校側は、閉鎖措置直後から交渉を重ね、11月26日、教育委員会が「朝鮮人児童生徒の公立学校吸収方針」を決定した。就学については一般学区制に従い、朝鮮人だけの特別学級や分校設置は認めないとした上で、希望者に朝鮮語による週4～5時間の課外授業の実施を決め⁵⁰、関係市町村に指令した⁵¹。双方の協議により、取り決めが素早く成立した。

「大津市史」によると、大津市では、朝鮮人学校にいた児童は全員市立小学校9校に編入させることになり、教育委員会(以下、市教委と略す)と朝鮮人代表との交渉が重ねられた⁵²。12月に入って暫定的な話し合いが成立し、朝鮮人児童の多い3小学校に朝鮮人教員を配置して、午後からの課外教育を始めることが決まり、12月16日にス

タートした。市教委の調査によると、3校に在籍した朝鮮人児童240人の8割に当たる194人が課外教育を希望者した。

当時、朝連膳所初等学校から志賀小学校に転校した金君子さんは、その時の課外教育について、次のように話している。

「日本の人とまともに話すのは初めてでした。教室ではいつもチョウセンっといじめられました。午前中は、日本の子どもといっしょ。午前中の授業がづらいんです。午後から、みんなの教室に行くのが待ち遠しくて、お昼を食べたら、すぐにみんな寄って行ったんです。…」⁵³

「民族学級」と呼ばれた午後からの課外教育の教室には、朝鮮人の先生と朝鮮人の友だちがいて、朝鮮語が使えた。子どもにとってかつての朝鮮人学校を思い起こせる空間だっただろう。こうした課外教育は公立学校の中でのいわば「パートタイム」⁵⁴な朝鮮人学校であったと言えるだろう。

大津市立小学校で初めて実施された課外教育は、教室設備の不足、時間割編成など当初から困難な課題を抱えていた。1950年4月、志賀小学校では、児童が同盟休校に入ることを宣言した要求書を校長に提出した。そのため、3校の校長は5月、大津市教育長に朝鮮人児童だけを集めた「特別学級」の設置を求める要望書を提出した⁵⁵。

それによると、現在の学級編成では、週に10時間を越える朝鮮語等の「授業時数を充たし、且つ現行正科の授業も充たすことは、学級編成、特に時間割編成の上から技術的に殆んど不可能である」とした上で、「朝鮮児童を集めた特別学級を設置する」ことを求めた。さらにその「特別学級」では「正科並びに朝鮮語共に朝鮮人教師によって授業することが了承され且つ修学を認めるならば、教師は朝鮮人教師だけで実現可能である」とした。つまり、朝鮮人児童だけの学級を編成し、朝鮮人の教員が終日授業をする「特別学級」を求めたわけである。この3小学校の校長の提案は、決められた教育課程の中で朝鮮人独自の教育をするためには「特別学級」が有効であり、かつ経費等もかからなくて済むという現実的な提案であった。またそれは結果としては、公立学校の責任者が朝鮮人父母・教員の要望を大幅に組み入れようとしたものでもあった。しかし、この特別学級の設置は実現することはなく⁵⁶、6月27日に「朝鮮語等課外授業に関する覚書」が交わされ⁵⁷、大津市の「課外授業」の大枠が確定し、校内で「民族学級」と呼ばれる教育が進められることになった。こうした「民族学級」は大津市だけでなく県内各地に約20か所の設置が確認されている⁵⁸。

公立学校に転校することになった朝鮮人側が、地元の教育委員会と交渉の中で求めたのは公立学校の中での「朝鮮人独自の教育」の場と時間の確保であった。朝鮮人だけで構成される場をできるだけ長い時間確保する必要であったのである。それゆえに朝鮮人側が実現を強く求め、交渉においても教育委員会との焦点になったのが「特別学級」の開設であった。「特別学級」は公立学校において朝鮮人だけで構成される場であり、「朝鮮人独自の教育」を一日中、いわば「フルタイム」に確保できる。し

かし、課外教育では、午前は日本人で構成された場に身をおくことになり、独自の教育は午後や放課後に、いわば「パートタイム」でしか確保できないことになる。一方、教育委員会にしてみれば、「特別学級」の設置は、「フルタイム」の「朝鮮人独自の教育」を教育課程に組み込みこまなければならなくなり、さらに「フルタイム」の朝鮮人教員を採用することになることから認めがたいことであった。

こうして公立学校でのこの後の展開は、この「朝鮮人独自の教育」の場と時間の確保をめぐる、朝鮮人側と地元の教育委員会との交渉として展開されていくことになった。

まとめ

1948年1月から始まった朝鮮人学校問題は、滋賀県においては5月の中央での覚書を受け、7月には朝鮮人学校教員の適格審査が始まった。各種学校としての学校認可はなされなかったものの、「適格」とされたことで、学校はこれまで通り授業を続けた。しかし翌1949年9月には、政府による朝連解散、それを受けた10月の閣議決定による「朝鮮人学校の処置方針」に基づき、滋賀県当局により、県内の朝鮮人学校は全て閉鎖された。そこでは学校教育法に規定を根拠にした学校閉鎖措置とともに、校舎が解散団体の所有の建物であることを根拠にした、接収のための財産保全措置が取られたことが注目される。そして学校閉鎖措置の後には、転校した公立学校での「朝鮮人独自の教育」の実施をめぐる、交渉が展開されることになった。大津市では「朝鮮語等課外授業に関する覚書」が交わされ、課外に朝鮮人児童を対象とした「民族学級」が設置された。朝鮮人と行政当局との交渉は継続したものの、その交渉の範囲は公立学校の中での「朝鮮人独自の教育」をめぐるものに大きく限定されることになった。

本稿では、学校閉鎖という行政措置の根拠となる教育法の運用や手続き、さらに滋賀県での実際の措置について検討した。そこでは、閉鎖措置の前提として、学校関係者の意向や学校経営の実態にかかわりなく、朝鮮人学校を各種学校という枠の中に組み込むことによって、閉鎖措置の適用を可能とする学校教育法の運用が行われたことを明らかにした。そのために用意された通達は、教員2人以上、生徒20人以上の教育施設は各種学校としての教育を行うものと認めるといように形式的であり、恣意的な性格の強いものであった。滋賀県ではこの通達に示された運用に沿って、実際に2通の通告書を交付した。無認可の学校に対して、まず学校教育法第84条の規定により、各種学校の教育を行うものあるから各種学校の設置認可申請をするよう通告した。これには、通達が設定した教員2人以上、生徒20人以上という各種学校の基準が適用された。そして朝鮮人学校側から提出された申請を不認可にした。次に各種学校設置の認可を受けていないにもかかわらず各種学校としての教育を行っているから、学校教育法第4条の規定違反であり、よって同法第13条第1項の規定に基づき閉鎖を命ずる

通告した。学校教育法第13条第1項の規定とは、法令の規定に故意に違反した時に、監督庁は学校の閉鎖を命ずることができるというものであり、第4条の規定により監督庁が認可した学校教育法上の学校(第1条による学校及び各種学校)の閉鎖を規定したものである。したがってこの規定は認可されていない教育施設の閉鎖は、法による規定の範囲外であった。そこで無認可の朝鮮人学校に対して強制的に閉鎖措置をとるために、故意による第4条法令違反をもって、第13条を適用するという恣意性の強い学校教育法の運用がなされたことも明らかになった。その恣意性があまりにも明白であったからであろう。閉鎖措置の4ヵ月後の1950年4月に、学校教育法84条が大幅に改正された。この改正により、認可を受けずに「引き続き各種学校の教育を行っているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる」よう明文化された⁵⁹。

また、日本の学校から軍国主義者等を追放し、教育の民主化の方策とされてきた教職適格審査が朝鮮人学校認可の要件として実施され、滋賀県における朝鮮人教員への実施状況を明らかにした。とりわけ措置要綱に基づいてなされた「再審査」は、解散団体として指定した朝連関係者を朝鮮人学校から排除する目的で実施され、適格審査の目的から逸脱したものであったことが特徴的であった。さらに学校閉鎖措置や教職適格審査とかかわって、政府の関係機関が地方行政当局に頻繁な指示・命令を「極秘」に出すことで、一連の措置を進めた過程も一部ではあるが明らかにできた。

本稿では滋賀県の事例を中心として朝鮮人学校閉鎖措置の問題性を明確化した。しかし、滋賀県の事例についても適格審査を受けた経過、学校認可がなされなかったが理由など、解明されていない点も多く、他府県との比較も必要である。今後の課題としたい。

付記

フォーラムでは京都・滋賀の両府県の教育状況に焦点を当てて報告したが、本報告では滋賀県の事例に絞ってとりまとめた。京都府の事例については、稿を改めて考察を深める予定である。フォーラムの記録としては不十分なものとなったことを関係者にお詫びしたい。

1 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』亜紀書房 1973 pp.207-208

2 滋賀県総務部広報文書課『行政文書簿冊目録(昭和21年～昭和56年)』滋賀県 1985

-
- 3「朝鮮人児童の就学義務について」(1947年4月12日 雑学123号 文部省学校教育局長回答)
 - 4「朝鮮人設立学校の取扱いについて」(1948年1月24日 官学5号 学校教育局長通知)
 - 5「朝鮮人の教職員の適格審査について」(1948年1月26日 発適9号 適格審査室長通知)
 - 6「教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」(1946年5月7日 勅令第263号)
 - 7 相良惟一『教職適格審査関係法規と解説』文部省審査関係法規研究会著 国立書院 1948.10
 - 8 政令第62号 第8条の罰則「3年以下の懲役若しくは禁錮又は1萬5千円以下の罰金」
 - 9「朝連第15回中央委員会会議録(1948.7.26～29)」に引用されている。(金慶海編『在日朝鮮人民族教育擁護闘争資料集 I』明石書店 1988、以下、『資料集 I』)
 - 10「朝連第13回中央委員会会議録(1948.1.27～30)」(前掲『資料集 I』)
 - 11「学校教育法(昭和22年3月29日 法律第26号)」
 - 12「各種学校の取扱いについて」(1948年3月1日 発学81号 学校教育局長)
 - 13「在日朝鮮人教育対策委員会代表との間の覚書」(1948年5月5日)(文部省大臣官房総務課『終戦教育事務処理提要 第4集』1950.3 p61)
 - 14「朝鮮人学校に関する問題について」(1948年5月6日 発学第200号 文部省校教育局長)
 - 15「朝連第15回中央委員会会議録(1948.7.26～28)」(前掲『資料集 I』)
 - 16『在日朝鮮文化年鑑1949年版』朝鮮文芸社 1949.4(前掲『資料集 I』所収)
 - 17『滋賀県行政文書』(「昭24解散団体財産管理」昭05 - 8～11)の所収の資料(文書名なし)
 - 18 前掲 金徳龍『朝鮮学校の戦後史1945-1972』巻末資料「1949年に閉鎖された朝鮮人学校」
 - 19「1948年度朝連第5回全体大会提出活動報告書」朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成戦後編第1巻』不二出版 2000 (以下『集成戦後編第1巻』)
 - 20 朝連滋賀県本部管内には15支部(大津、甲賀、八幡、彦根、堅田、守山、米原、八日市、能登川、醒井、長浜、木本、日野、高島、愛知川)が組織されていた。(在日本朝鮮人連盟「全体組織統計表-1948年2月現在-」前掲『集成戦後編第1巻』所収)
 - 21『滋賀県行政文書』「昭23～26教員適格審査(昭43-6)」 「調査票受付」
 - 22 翌年の閉鎖措置の際の県当局の対応では、県内の学校は全て無認可校として扱われている。

-
- 23 文部省管理局長・法務省特別審査局長通牒「朝鮮人学校に対する措置について」(1949年10月13日 文管庶第69号)
- 24 前掲 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』pp.264-265
- 25 金太基「戦後日本政治と在日朝鮮人問題」勁草書房 1997.p595)
- 26 前掲『滋賀県行政文書』(「昭24解散団体財産管理」)の所収の資料(文書名なし)
- 27 電報本文には暗号が使われており、県の担当者による解読文が書き込まれている。
- 28 電報本文は以下の通り。「デンショウ(筆者注-電報照会の意味か)ノチョウレンガッコウスウ「一三」セイトスウ「六八〇」シガケンソウムブチテウ」
- 29 「表1」はこの「教育機関調」をもとに作成した。
- 30 前掲『滋賀県行政文書』(「昭24解散団体財産管理」)
- 31 朝日新聞滋賀版及び滋賀新聞の記事は、 稲継靖之さん、鄭想根さんから提供を受けた。
- 32 『朝日新聞滋賀版』1949年10月20日「文部省、法務府の指令で19日午前8時を期し県下の朝鮮人経営の左記無認可学校11校に認可申請の通告書を交付した。突然の通告に驚いた大津市膳所所在日朝鮮人大津小学校その他各地の学校では事情がわかりかねると出向した係員との間にゴタゴタが起こった。午後4時ころまでに米原、安土両校をのぞいて通告書を受領した。なお堅田、三雲、八日市、醒ヶ井では交渉は出来たが受領書を提出せず通知書を教室の窓口に貼り付けた。」11校は膳所、八幡、安土、鏡山、牧、彦根、八日市、米原、醒井、堅田、三雲である。なお膳所初等学院の4つの分教場にもそれぞれ通告書が出されており、実際には15ヶ所に通告書が出された。(この項『滋賀新聞』1949年11月3日による)
- 33 前掲『滋賀県行政文書』(「昭24解散団体財産管理(昭05-8~11)」)「朝鮮人学校に対する措置について」
- 34 この申請書と考えられる書類一式が『滋賀県行政文書』は残されている。「財団法人滋賀県朝鮮学校管理組合連合会設立申請書」で10月24日付の文部大臣高瀬荘太郎宛、県内6つの朝鮮人学校管理組合をまとめた学校法人設立のための書類一式約200枚の膨大なものである。この朝鮮人学校管理組合作成の書類にはこの件についての県の起案文書はついておらず、表紙には「滋賀県蒲生神埼地方事務所二十四年十月二十七日受領」のスタンプが押され、右上大きく「×」と書かれている。(『滋賀県行政文書』「昭24~26学事(昭03-62)」)これらの資料から次のように考えられる。10月19日に滋賀県の通告を受けた朝鮮人学校の内、6つの朝鮮人学校

-
- は、この「書類一式」約200枚(10月24日付)をそろえ、10月27日に県の地方事務所に提出した。旧朝連側は1週間で準備をしたことになる。地方事務所から県はこの申請書を受理し、財団法人の認可権をもつ文部大臣に送達した。この申請が不認可とされた日付、理由は不明である。
- 35『滋賀新聞』1949年11月6日及び11月8日
- 36『滋賀新聞』1949年12月10日
- 37「朝鮮人学校に対する措置について」(前掲『滋賀県行政文書』「昭24解散団体財産管理」)
- 38 これを指示する法務府からの文書(極秘)が『滋賀県行政文書』にある。法務府民事局民事甲2365号(1949.10.13)法務府民事局長村上朝一/都道府県知事殿「解散団体朝連又は民青等の傘下学校の施設の接収等について」(前掲『滋賀県行政文書』「昭24解散団体財産管理」)
- 39「電報譯文紙」9月9日19時35分(前掲『滋賀県行政文書』「昭24解散団体財産管理」)
- 40 法務府民事局民事甲2314号(1949.10.11)法務府民事局長村上朝一/都道府県知事御中「朝連等の傘下学校施設の調査について」(前掲『滋賀県行政文書』「昭24解散団体財産管理」)
- 41 法務府民事局民事甲2365号(1949.10.13)法務府民事局長村上朝一/都道府県知事殿「解散団体朝連又は民青等の傘下学校の施設の接収等について」(前掲『滋賀県行政文書』「昭24解散団体財産管理」)
- 42 総務部調査課担当者の復命書(前掲『滋賀県行政文書』「昭24解散団体財産管理」)
- 43「教職員の適格審査をする委員会に関する規程」「第23条 文部大臣が特に必要と認めるときは、各審査委員会に、既に審査を終了した者の再審査を命ずることができる」(前掲『教職適格審査関係法規と解説』p112)
- 44「三 行為あるいは義務の不履行により、連合軍の日本占領の目的と政策に反対の態度を公表し、又は右の目的と政策に反対させるために他人を指導した者」
- 45「朝鮮人学校の設立者及び教職員等の適格審査について」(1949年10月13日 文人適第46号 文部次官 都道府県教職員適格審査委員長宛)の極秘扱いの文書による。(『京都府庁文書』「教職審査例規昭和24~27年度調査課 昭27-11」所収)
- 46「教職員の除去及び就職禁止等に関する政令施行に関する規則の一部を改正する省

-
- 令 昭和24年10月26日」(1949年10月26日 文人適57号 文部事務次官)
- 47 前掲通牒「朝鮮人学校に対する措置について」(1949年10月13日)旧朝鮮人聯盟の構成員であった者を学校管理組合、学校経営の財団法人、その他学校関係の団体の主要役員の職に就かしめないように措置すること。
- 48 なお、この「再審査」については、滋賀県「調査表」に掲載された教員について検討した。ただ「再審査」は関係当局により極秘に行われたことにより「不合格」者が「調査表」に掲載されていない事例もあった可能性が高い。当資料の限界性をふまえておくことが必要である。
- 49 1950年1月10日 近連本第4号 近畿連絡調整務局 外務大臣宛「朝鮮人学校閉鎖後に於ける朝鮮人学童の受入に関する件」によると、県内の朝鮮人学校の「閉鎖当時の学童数」は475人、1949年12月15日現在の「日本学校受入学童数」は305人と報告されている。一方滋賀県からの文部省への報告(同年9月現在)では県内朝鮮人学校の児童数は680人とされている。
- 50 「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」(1949年11月1日 文初庶166号 文部省事務次官通達) 通達では、公立学校で朝鮮人に朝鮮語等を教えることは「正規の授業時間以外に適当な方法によってこれを教えることは差支えない」とした。
- 51 『朝日新聞滋賀版』1949年11月29日
- 52 前掲 奈良本辰也編『新大津市史 下』pp.347-355 1949年12月8日現在「一覧表」
- 53 金君子さん(1940年生)インタビュー 2009年6月8日(松下)「民族学級には2人の先生がいて、複式で毎日午後に授業があった。1人の先生は東京の大学を出て近くに下宿していた」
- 54 金兌恩は「民族」とかかわる学校環境の相違を「フルタイム・アイデンティティ」「パートタイム・アイデンティティ」という言葉で表している。(金兌恩「在日韓国・朝鮮人児童のアイデンティティとポジションナリティー-京都市立小学校における「民族学級」を事例に-」京都大学文学部社会学研究室『京都社会学年報』第16号 2008.12)
- 55 前掲 奈良本辰也編『新大津市史 下』p351 (3校長「要望書」全文)
- 56 前掲 通達「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」では「収容すべき朝鮮人の児童生徒は一般の学級に編入することが適当であるが、学力補充、その他やむをえない事情があるときは、当分の間特別の学級又は分校を設けることも差支えない。」とし、例外措置として認めていた。

- 57 前掲 奈良本辰也編『新大津市史 下』p352（「覚書」全文）
- 58 稲継靖之「戦後の滋賀県公立学校内における民族学級について」『滋賀県立大学
研究報告－人間文化』第19号 2006
- 59 学校教育法(1950年4月19日法律第103号)